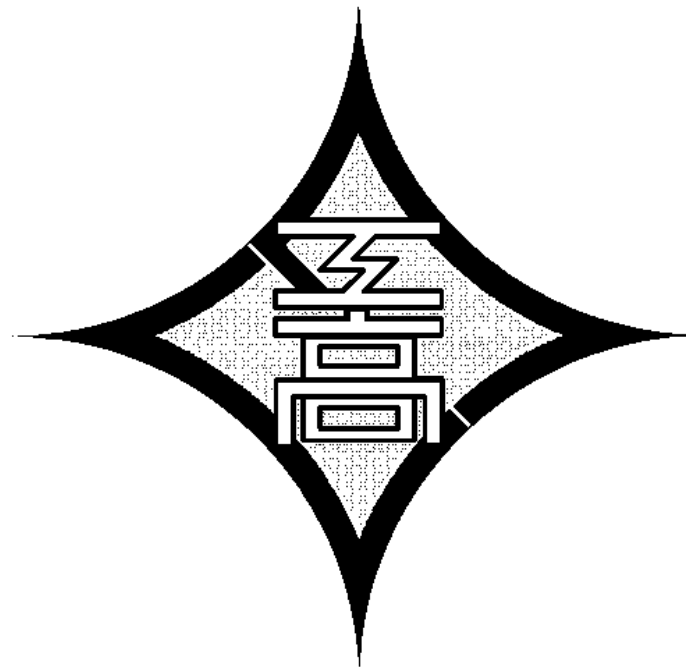


令和4年度

学校危機管理マニュアル



高知県立宿毛工業高等学校

目 次

1 危機管理基本方針	… P 1
2 緊急連絡先	… P 2
3 学校防災本部編成組織・教職員の役割確認	… P 3, 4
4 大規模地震の対応	
(1) 大規模地震の安全確保	… P 5
安全確保の基本・場所別の初期行動	
(2) 在校中の緊急対応	… P 6
(3) 登下校時・在宅時の対応	… P 7
(4) 教職員の動員計画	… P 8
(5) 避難所としての学校の対応	… P 9
(6) 授業再開に向けて	… P10
5 校内事故の対応	
(1) 校内事故の緊急基本対応	… P11
役割分担・留意事項	… P12
救急処置(心肺蘇生法と AED の使用)	… P13
(2) 部活動等における事故防止と緊急対応	… P14
(3) 火災時の緊急対応	… P15
(4) 不審者進入時の緊急対応	… P16
(5) 登下校中の事故の緊急対応	… P17
(6) 健康被害の緊急対応	… P18
熱中症の応急処置の流れ	… P19
食物アレルギー症状対応の流れ(エピペンの使用)	… P20
6 その他	
・ 災害用伝言ダイヤルの利用方法	… P21
・ 台風・大雨・雪害等における教育活動の中止判断等	… P22
・ 報道機関対応	… P23
・ 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について	… P24, 25
・ 学校安全計画	… 別紙
・ 熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと	… 別紙 省略

1 危機管理基本方針

危機管理の必要性

- ・ 学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事故や事件への対応策。
- ・ 生徒の命と人権を守り、安全を確保する。そのために危機管理マニュアルを確認し、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐ。
- ・ 万一の場合、被害を最小限にとどめるようにする。

危機管理の目的

- ・ 危機に関する兆候を積極的に察知する。
- ・ 迅速・的確に対処することができる体制の整備。
- ・ 研修や訓練を通して危機管理に関する意識と資質の向上を図る。
- ・ 危機発生時、教職員は生徒等の生命および身体の安全確保を最優先し、迅速・的確に対応し、生徒等への影響をできる限り少なくする。

未然防止

対応

事故発生

現場対応

報告

対策本部

情報収集

対策検討

情報提示

対策実施

継続的対応

再発防止

日常の行動

生徒の健康状況の把握
 生徒・保護者との信頼関係の構築
 健康・安全指導の徹底
 各種備品・施設の安全点検
 講習・研修・訓練の実施

想定外はなみ覚悟で

常に、本当にこれで大丈夫だろうかの意識で

職場で問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込まず、相談を。迷ったら報告・悪い情報ほど早く。

マニュアルの作成

必要な対応・手順を明示する
 関係機関等の連絡先を明示する
 関係機関等からの助言を得る
 最悪のケースを想定する

情報・対策の窓口の一本化

重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定を迅速におこなうために対策本部を設置する。

対策本部の設置

救援活動指示 ・情報収集、整理
 外部対応 ・避難解除、教育活動の再開指示
 再発防止対策

※ 対策本部は、基本的に校長室

本部長＝校長 副本部長＝教頭・事務長
 対策本部長員＝安全衛生管理者・生徒部長・教務部長・総務部長・その他校長の認めた者

自然災害・人災

地震・火災・大雨洪水・大雪
 授業中・部活動中・試合中の事故
 学校行事・校外学習中の事故
 登下校中の事故
 不審者 テロ 感染症 伝染病 等

生徒指導他

不登校、いじめ、病気、薬物乱用、けんか、自殺企画、凶器携帯、窃盗万引き、携帯電話問題、服装の乱れ、差別、教職員の不祥事、セキュリティー漏れ、著作権侵害 等

<消費者事故とは>

供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故等
 例えば 防護柵の設置等の安全対策の不備等による重大事故、遊具等の欠陥等による事故

2 緊急連絡先

学 校

(Tel) 0880-66-0346

宿毛市平田町戸内 2272-2

緊急電話

宿毛警察署 110 番 63-0110

消 防 署 119 番 63-3111

病院 等

幡多けんみん病院 66-2222

筒井病院 (学校医) 66-0013

学校歯科医 0880-34-2258

学校薬剤師 0880-62-2333

幡多福祉保健所 0880-35-5979

校内電話

校長 210

教頭 221

事務長 204

保健室 201

体育館 262

生徒部 202

普通科 222・223・224

進路 213

教育相談 215

図書 252

家庭 531

機械 614

電気 321

土木 610

情報 331

建築 511

高知県教育委員会 : 教育政策課 (TEL)088-821-4731 (FAX)088-821-4558
高等学校課 (TEL)088-821-4851 (FAX)088-821-4547
学校安全対策課 (TEL)088-821-4534 (FAX)088-821-4546

3 学校防災本部編成組織・教職員の役割確認

対 策 本 部	<p>本部長：校長 副本部長：教頭・事務長 対策本部長 衛生推進者 生徒指導主事・教務主任 総務部長 その他校長の認めた者</p>	<p>全校避難指示を行う。 避難の実施方法及び負傷者の救護について決定する。 情報収集。 テレビやラジオ等で地域全体の被害状況を把握する。 教育委員会及び外部との対応・マスコミ等対応(本部長) 教職員の役割分担の決定。 保護者への対応。 記録と整理及び報告 今後の対応方針の決定 等</p>
----------------------------	---	---

自然災害

<p>生徒対応班</p> <p>授業担当教員 ホーム主任</p>	<p>その場を離れない。 生徒の安全確保及び的確な指示(避難誘導) 生徒の負傷確認、負傷の程度、避難時の安全性の確認 被害状況の状況把握 生徒の不安払拭 二次災害防止活動 等</p>
<p>避難誘導班</p> <p>授業外教職員</p>	<p>避難経路、避難場所の安全性、校舎の被害状況把握 避難経路確保と誘導 要救助者の確認及び負傷者の応急手当 二次災害防止活動 等</p>
<p>安否確認班</p> <p>学年主任・科長</p>	<p>各教室、体育館、トイレ等残留生徒の確認 教職員、生徒の被害の把握 等</p>
<p>救護班</p> <p>生徒指導部・副主任</p>	<p>負傷者の状況確認 負傷者の救出 等</p>
<p>救急医療班</p> <p>養護教諭・進路指導部</p>	<p>負傷者への応急手当(障害の程度を本部に連絡) 救急車の同乗(副主任) 等</p>
<p>保護者対応班</p> <p>副本部長・ホーム主任</p>	<p>生徒の校舎外避難後の対応 (発生時の保護者との連絡方法、連絡が取れなかった場合の下校方法等、発生時の連絡方法の確認) 等</p>

事件被害

不審者対応班 生徒指導部	複数で現場に向かい即時対応すること。 生徒の安全確保 行為の制止(可能な場合) 等
生徒対応班 授業教職員	その場を離れない 不審者への対応 生徒の安全確保 職員室(他の教職員)への通報 避難指示 生徒の不安払拭 等
避難誘導班 授業外教職員	安全な経路等により生徒の避難誘導 的確な指示 被害の拡大防止 等
安否確認班 ホーム主任・学年主任	校舎内の残留生徒の確認 要救護者の確認 教職員、生徒の被害の把握 等
救急医療班 養護教諭・進路指導部	負傷者への応急手当(傷害の程度を本部に連絡) 救急車の同乗(副主任) 等
保護者対応班 副本部長・ホーム主任	生徒の校舎外避難後の対応 (発生時の保護者との連絡方法、連絡が取れなかった場合の下校方法等、発生時の連絡方法の確認) 等

健康被害

救急医療班 養護教諭・進路指導部	健康観察結果及び生徒の健康観察 保健室来室状況とその理由の把握 欠席状況とその推移の把握 医療機関と連携し患者の応急手当 本部と連携し医療機関との連絡及び情報収集 等
環境衛生班 養護教諭・学校薬剤師 ・環境委員会	臨時の環境衛生検査の実施と協力 (飲料水、トイレ、手洗い場、給水施設等) 等
保護者対応班 副本部長 ・ホーム正・副主任	症状のある生徒への対応(ホーム主任) 症状のない生徒への対応(ホーム副主任) PTA役員会、保護者説明会の開催 等

4 大規模地震の対応

(1) 大規模地震の安全確保

安全確保の基本

安全確保	授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
	<ul style="list-style-type: none">・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとせる。・ 教職員は冷静に的確な指示を与える。・ 安心させるような声かけを続ける。・ 火を消す。ガスの元栓を閉める。・ 電気器具のコンセントを抜く。ブレーカーを落とす。	<ul style="list-style-type: none">・ 教職員がその場になくても、生徒自らが安全な行動がとれるよう、日頃から指導しておく。・ 近くにいる生徒に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげるようにする。

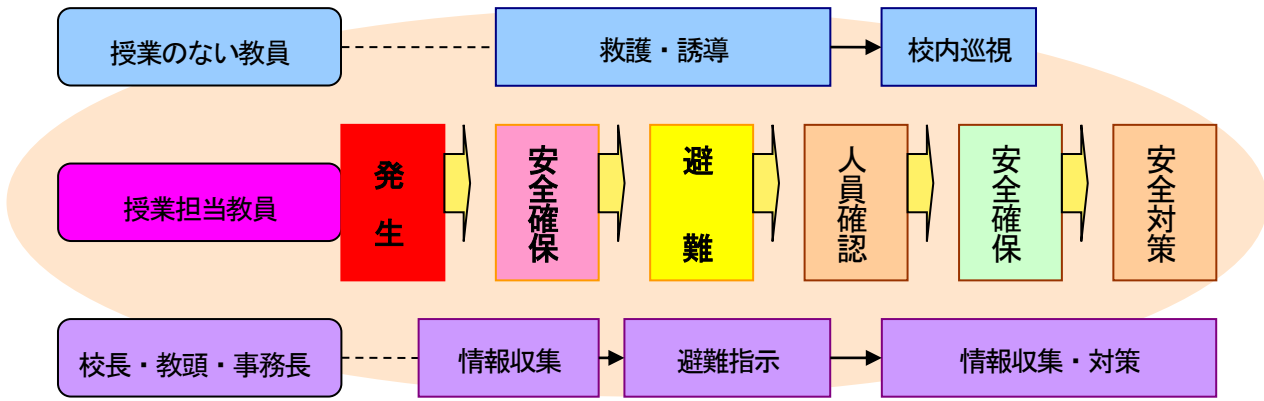
場所別の初期行動

場所	具体的な行動
教室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて、机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持つ。
特別室	危険物から離れる。(機械、実験器具、調理用具棚、工具棚、実習器具、工具、テレビ等)
体育館	体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる。 頭部を保護し、姿勢を低くする。
プール	プールの縁に移動し、プールの縁をつかむ。
階段や廊下	窓ガラス、蛍光灯の落下をさけ、中央部で姿勢を低くする。 近くの教室の机の下に潜る。
トイレ	ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる。
運動場 校舎外	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる。姿勢を低くする。

(2) 在校中の緊急対応

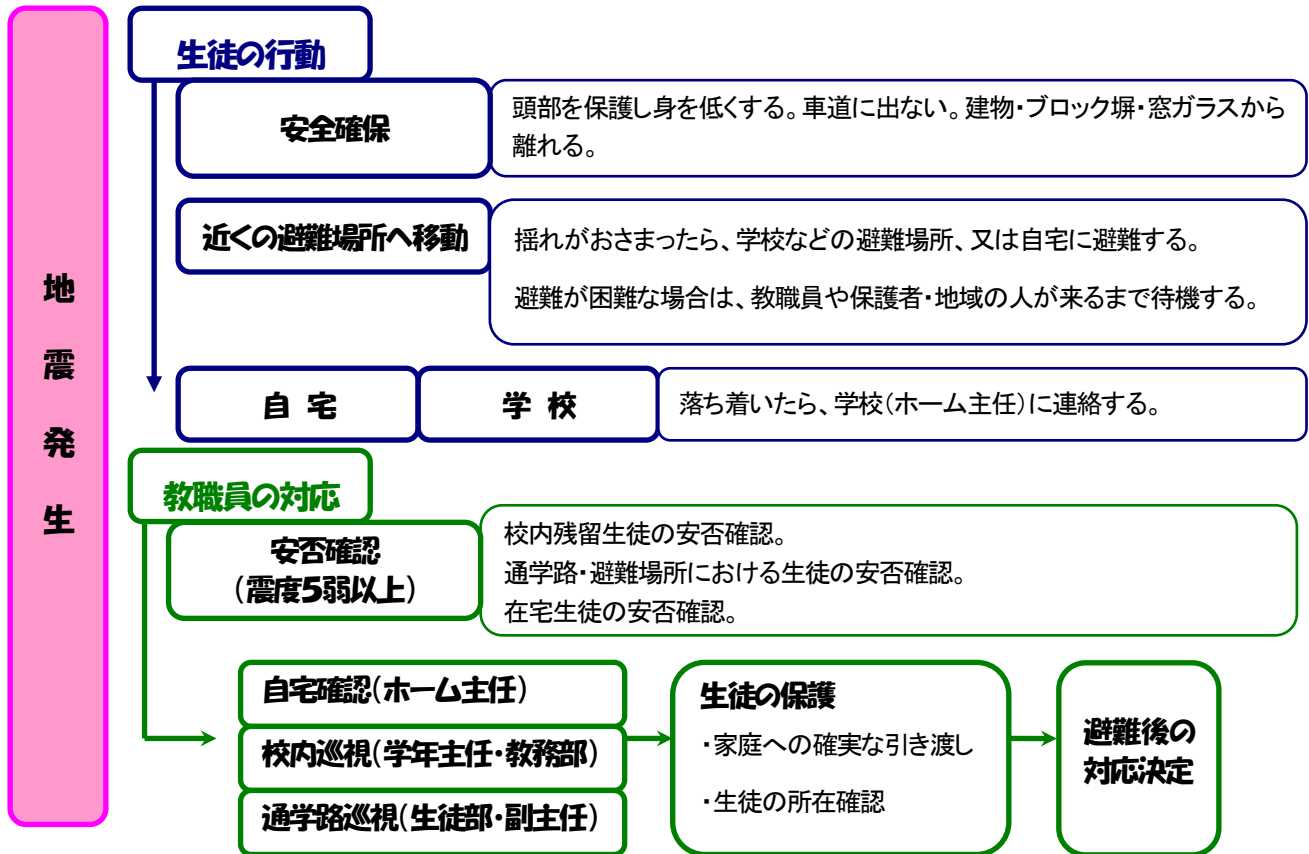
休憩中は放送で指示、正副ホーム主任が急行する

登校前に起こった場合は
保護者の判断で登校を遅らせても良い



	発生	安全確保 (揺れが終息)	避難
授業担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示。 安全確保および身を隠す所がない場合、落下物から身を守るよう本やカバンで頭部を保護し、低い姿勢を取るよう指示。 火気を使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。出入り口を開放し避難口の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の動揺を抑え負傷者の有無や負傷の程度、避難時の安全を確認。「落ち着きましょう 怪我をした人はいませんか 次の指示まで安全を確保し待って下さい」 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指示に従い、生徒の避難を開始。 避難指示、「押さない、走らない、しゃべらない」など、落ち着いて行動するように指導。 教職員は、名簿等により人員確認および負傷者の状況確認をすみやかにこない、管理職に報告。
授業の無い教員		<ul style="list-style-type: none"> 分担して各教室に急行し、授業担当教員から生徒等の状況を聞き取る。 避難経路や避難場所の安全、校舎の被害状況等を確認し管理職に報告。 負傷者がある場合は、養護教諭とともに連携して応急処置にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。 校内放送が使用できない場合、確実な伝達方法により、各教室等に避難指示を伝える。 逃げ遅れがないか確認。
校長・教頭・事務長		<ul style="list-style-type: none"> 状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の方法を決める。 TV やラジオ等で地域における被害状況を把握する。 学校の被害状況をふまえて管理職の判断により対策本部を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 揺れがおさまれば避難経路・避難場所の安全が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等確実な伝達方法により避難の指示。
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ホーム主任は、できるだけ生徒のそばを離れず、動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。負傷者または一人で避難できない生徒がいるときは、指示に従って、元気な生徒も仲間の応急手当や避難補助に加わる。 管理職は、生徒・教職員の負傷の程度に応じて救急車を要請し、教職員による救護班を組織し対応を指示する。 教育委員会等関係機関に学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を行なう。 生徒や教職員が負傷した場合は、保護者や家庭に連絡する（連絡不能の事態もある） 施設設備の点検をおこない（寮も含む）、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応を行なう。 被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。 通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。 <p>※ 震度5弱以上の地震の場合、原則として保護者等が引き取りに来るまで生徒は学校が保護します。</p>		

(3) 登下校時・在宅時の対応



予想される状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強い揺れのため、立っていることも歩くこともできない。 ○ 建物・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる状態になる。 ○ 瓦・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。 ○ ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。 ○ 液状化した場所では、泥水や砂の噴出や建造物の傾斜・道路の陥没が起こる。 ○ 傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。 ○ 海岸部では、大津波が押し寄せる。 ○ 道路が地割れを起こしたり、プロパンガスが漏れだす。 <p>生徒は、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走るおそれが見込まれる。</p>
生徒の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 揺れているときは頭を保護し身を低くする。 ○ 動くことが可能であれば、安全な場所に逃げる。 ○ 事前に家族と避難する場所を決めておく。 ○ 揺れがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校か近い方に向かう。(迷ったら学校) ○ 学校(ホーム主任)と連絡をとり、状況を報告する。 ○ ブロック塀から離れる。海岸・川岸・崖下・橋の上から速やかに離れる。火事の起こったところから離れる。
教職員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震度5弱以上 の場合、速やかに生徒等の安否を確認する。必要に応じて家庭と連絡を取る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の連絡先と震災時の緊急連絡先を決めておく。 ・ 原則として、登下校中に地震が起こった場合は、自宅か学校か近い方に向かうよう指導しておく。 ・ 交通機関の利用者は、関係機関職員の指示に従うように指導しておく。 ・ 災害用伝言ダイヤルの利用方法を指導しておく。

(4)教職員の動員計画

時期	災害発生時			
業務形態	学校防災本部設置			
勤務形態	勤務時間内	勤務時間外	出張等	備考
本部長 副本部長 教務主任	即座に配置につき、学校防災本部を設置する。 (初期対応の緊急発令)	直ちに出勤し配備につき、学校防災本部を設置する。 (初期対応の緊急発令)	直ちに帰校し配備につく。	情報収集及び事態把握に努める。
近距離通勤者		自宅および家族の安全を確認後出勤し、配備につく。	直ちに帰校し配備につく。	
遠距離通勤者		自宅および家族の安全を確認後出勤し、配備につく。 出勤が不可能な場合は本部長(副本部長)に連絡。	帰校できない場合は本部長(副本部長)に連絡し待機する。	

教職員の緊急の連絡「171利用」について

教職員の伝言用 : 0880-66-0347

生徒・保護者用 : 0880-66-0346 (学校の伝言、生徒の伝言用)

災害時の避難所の開設運営

学校の果たす最も重要な役割

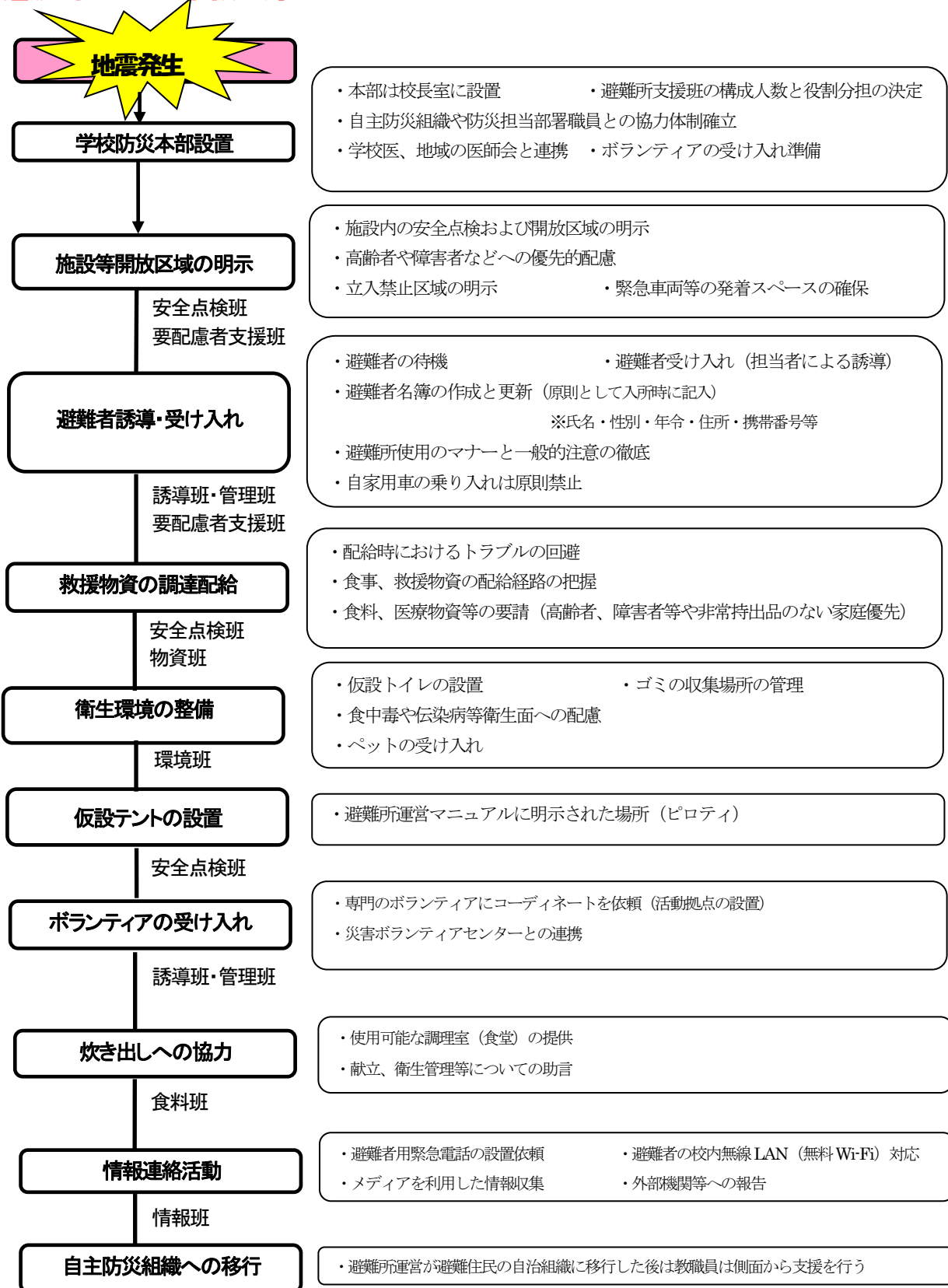
生徒の安全確保 と 災害の規模や被害の状況、

地域の実情等により緊急の避難所

避難場所運営業務について

災害の程度	災害救助法が適用され、県市町村防災担当部局で迅速な対応ができない場合
業務内容	避難所運営業務としては、特に開設初期の業務として、次のような業務がある。 ① 避難者数の確認 ② 避難種名簿の作成 ③ 避難状況の報告 ④ 食料・飲料水の供給 ⑤ 毛布等軽寝具の貸与 等
従事期間等	学校の早期再開を念頭に入れ、災害救助法で定められている避難所の開設期間である7日以内を原則とする。 なお、避難所運営業務については、自主防災組織による自主運営やボランティアの受け入れ等により教職員に過度の業務を課さないものとする。

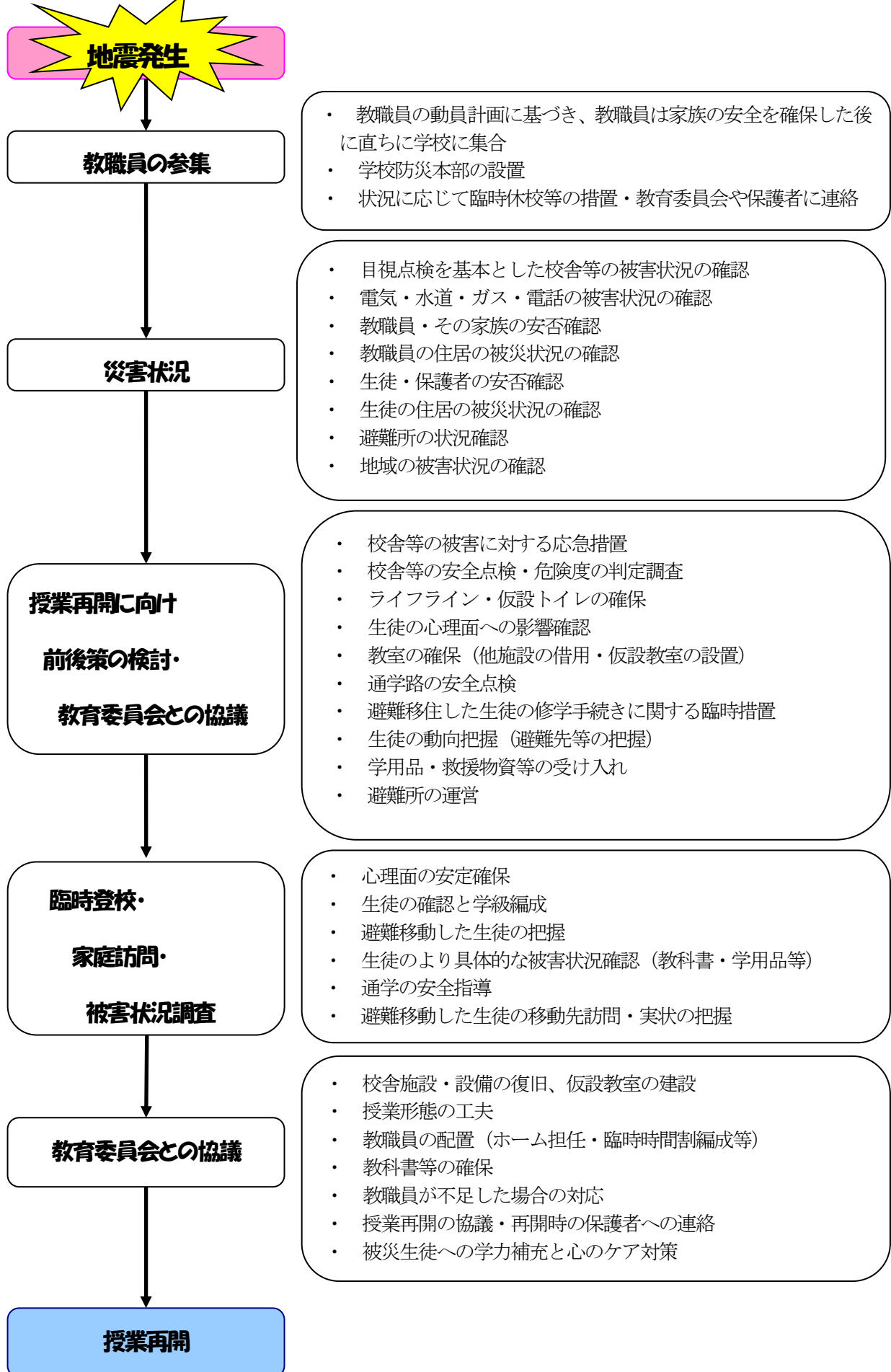
(5) 避難所としての学校の対応



避難住民間でのトラブル

トラブルが発生した場合、避難住民の自治組織に連絡しその解決を求める。震災直後はとりあえず助かったことへの安堵感が強いが、状況が明らかになるにつれて、怒り、不安感、焦燥感、プライバシーの制限によるストレス等が蓄積し、トラブルが発生しやすくなる。そのために、避難住民が語り合える場を設けたり、健康体操（レクリエーション）を実施したりするなど、気分転換を図ることも重要です。

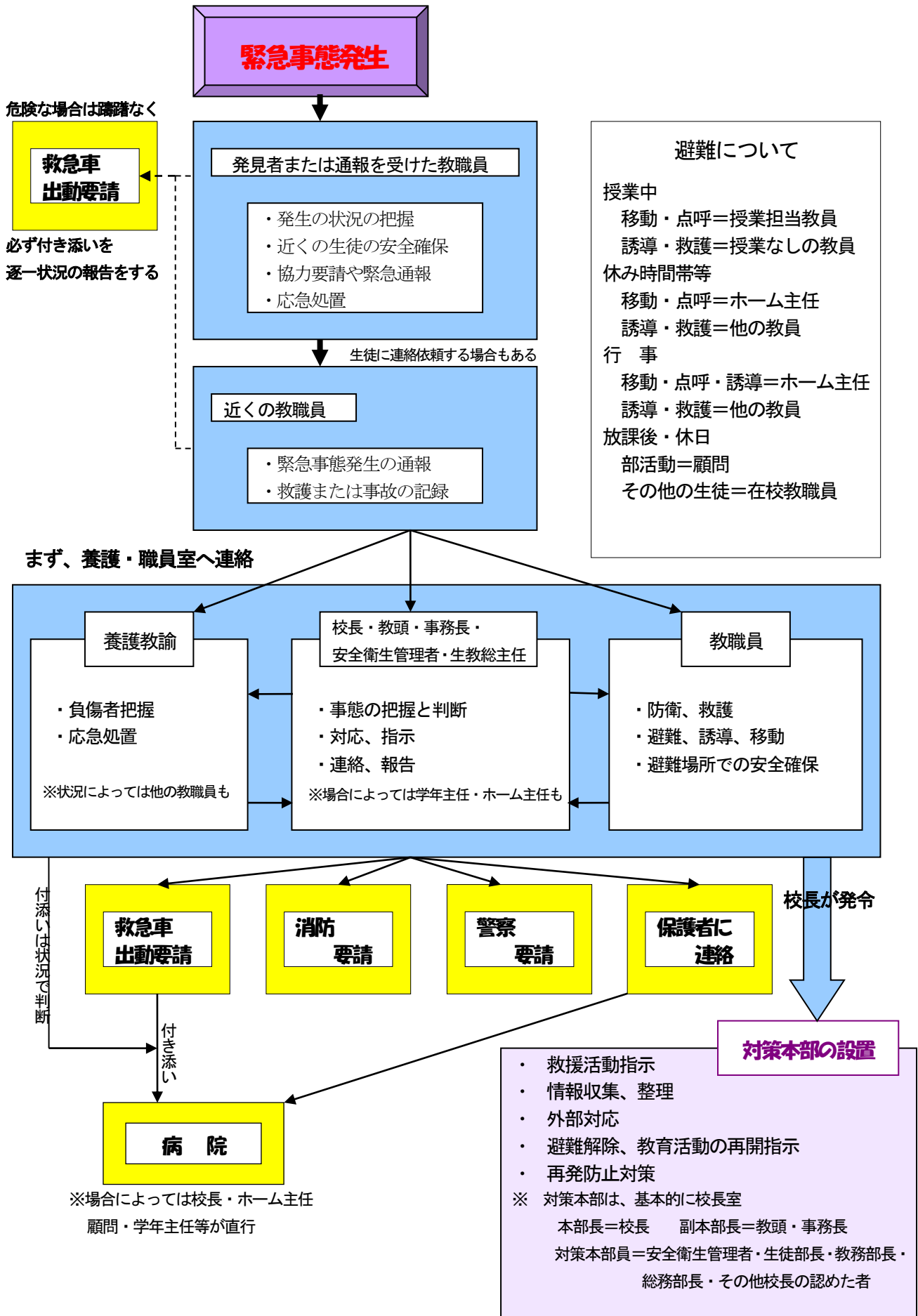
(6)授業再開に向けて



5 校内事故の対応

生徒の生命第一 ・ 臨機応変な対応

(1) 校内事故の緊急基本対応



役割分担・留意事項

(1) 目撃者

- ① 協力者を呼ぶ
- ② 救急処置
- ③ 発見してからの状況把握と報告（時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等）

(2) 救急処置

- ① 救命処置最優先（気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血等）
- ② ショック予防（体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる）

(3) 救急車の要請（緊急の場合）……………原則として教頭

例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後吐き気や痙攣^{けいれん}、ひどい頭痛などが起きた場合

(4) 救急車の呼び方

- ① 局番なしの119番
- ② 『救急です』とはっきり言う
- ③ 『私は〇〇高校の〇〇です』
- ④ 事故現場の場所を伝える {目印をわかりやすく}
- ⑤ 病気や怪我の様子を伝える
『誰が』『いつ』『どこで』『どういうふうにして』『どうなった』かを伝える
- ⑥ どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
- ⑦ 救急車誘導のため出迎える。

(5) 救急車への添乗者……………事故発見者・ホーム主任・養護教諭等

- ① 『生徒理解カード』（生年月日や住所等がわかるもの）、電話代等持参
- ② 重症時は2人以上が付き添う

(6) 家庭連絡

- ① 原則としてホーム主任
- ② 強いショックを与えないよう配慮する
- ③ 来校または来院を要請する（来院時に保険証を持参してもらう）

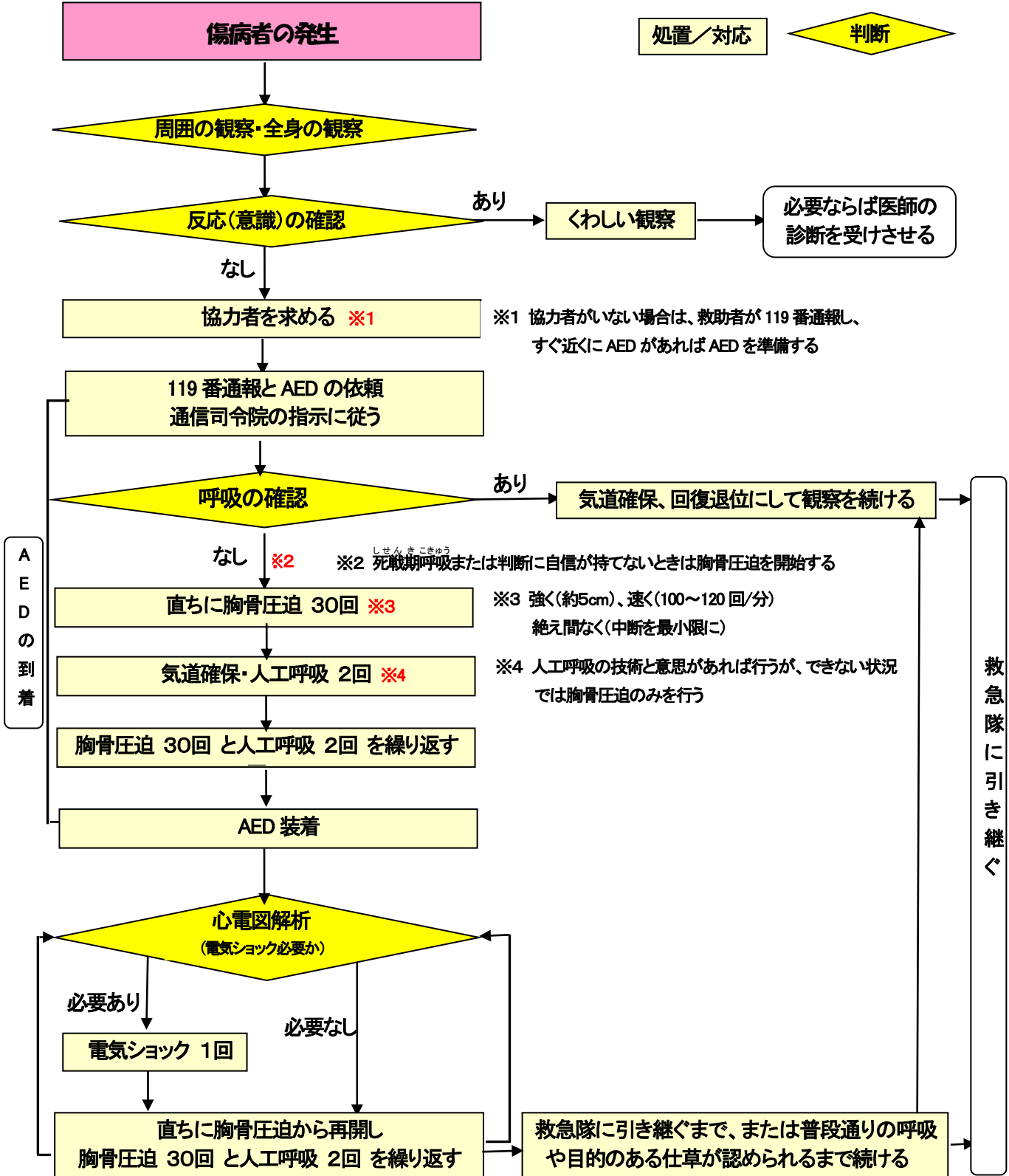
その他

- (1) 渉外は教頭を中心に窓口を一本化する
- (2) 他の生徒をパニックにさせないよう配慮する
- (3) 受診後、付き添い者は被災生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告する
- (4) 重大事故では特に正確な記録を要する（発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等）

救命処置の流れ（心肺蘇生法と AED の使用）

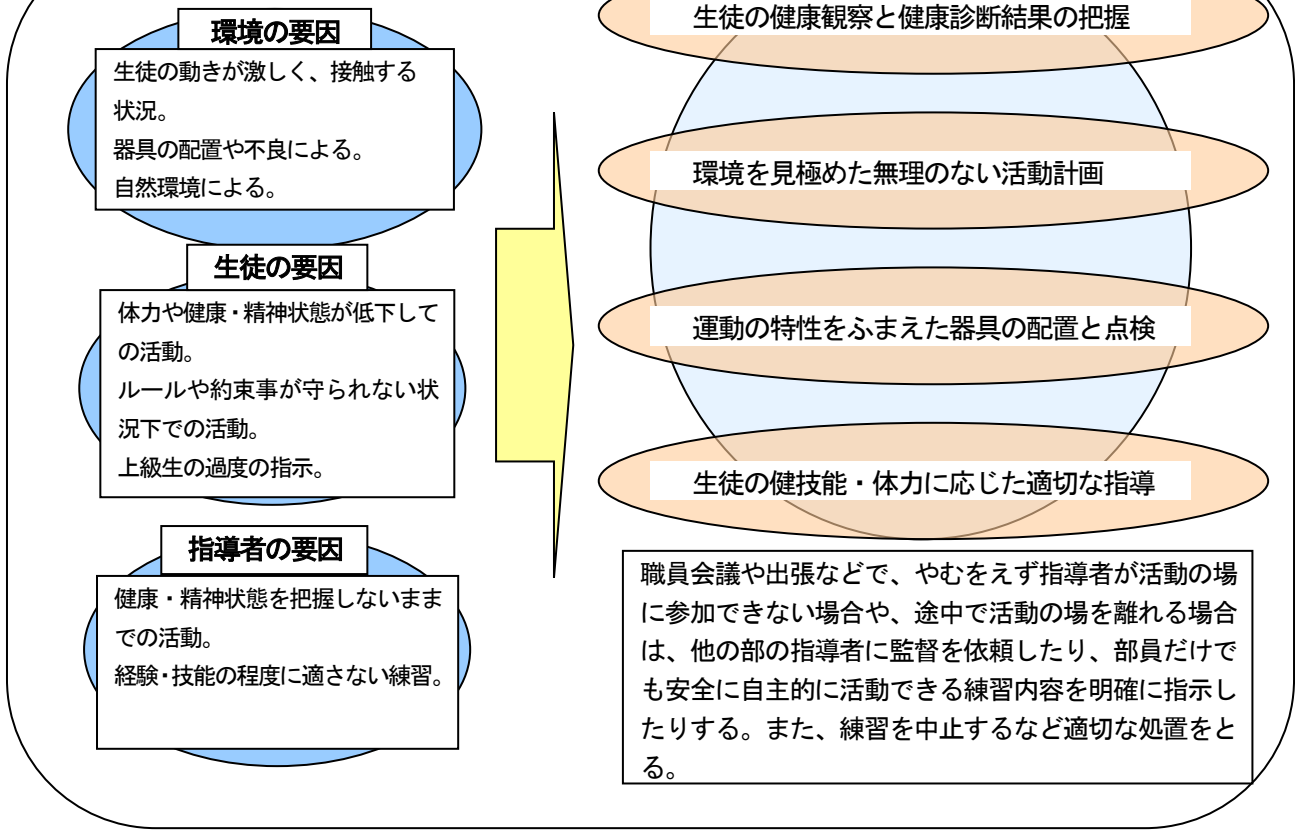
以下の手順を確認するとともに、心肺蘇生法及び AED 講習会には必ず参加しましょう。

AED 設置場所：正面玄関・体育教室

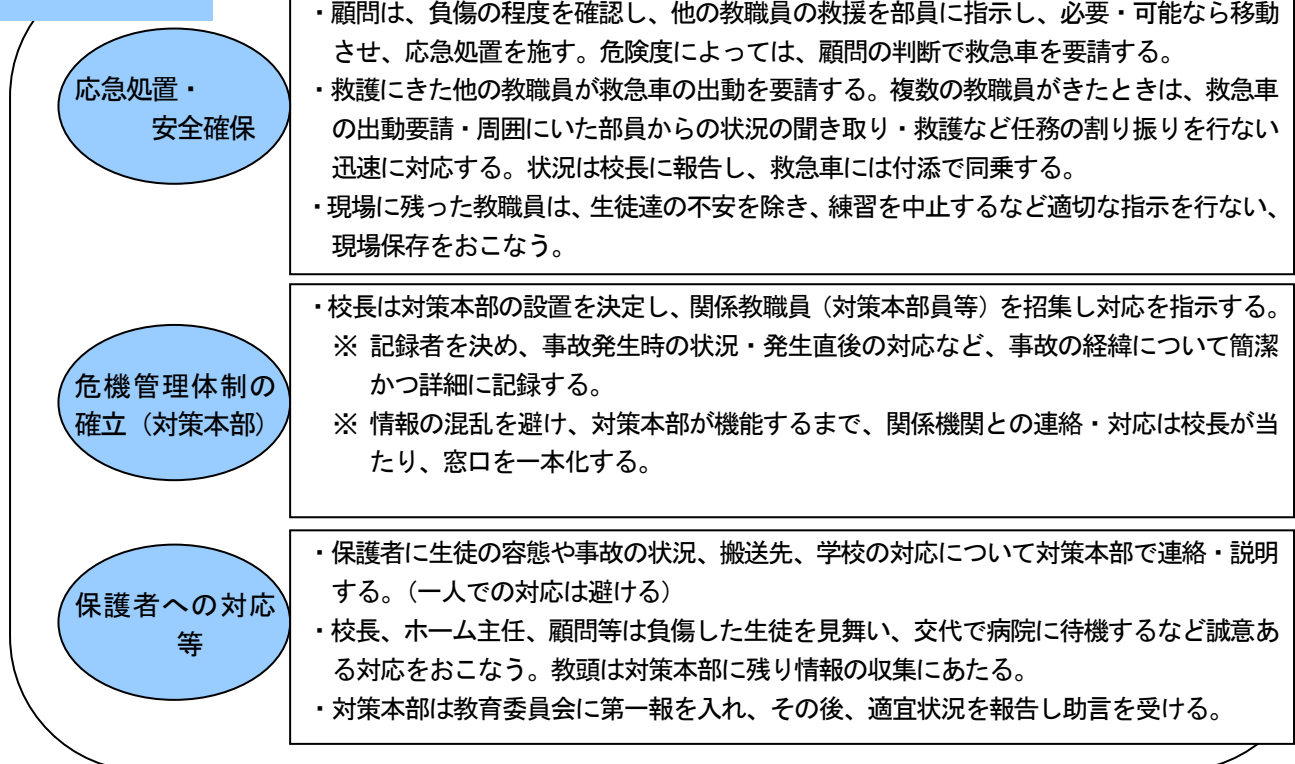


(2)部活動等における事故防止と緊急対応

事故防止



緊急時の対応

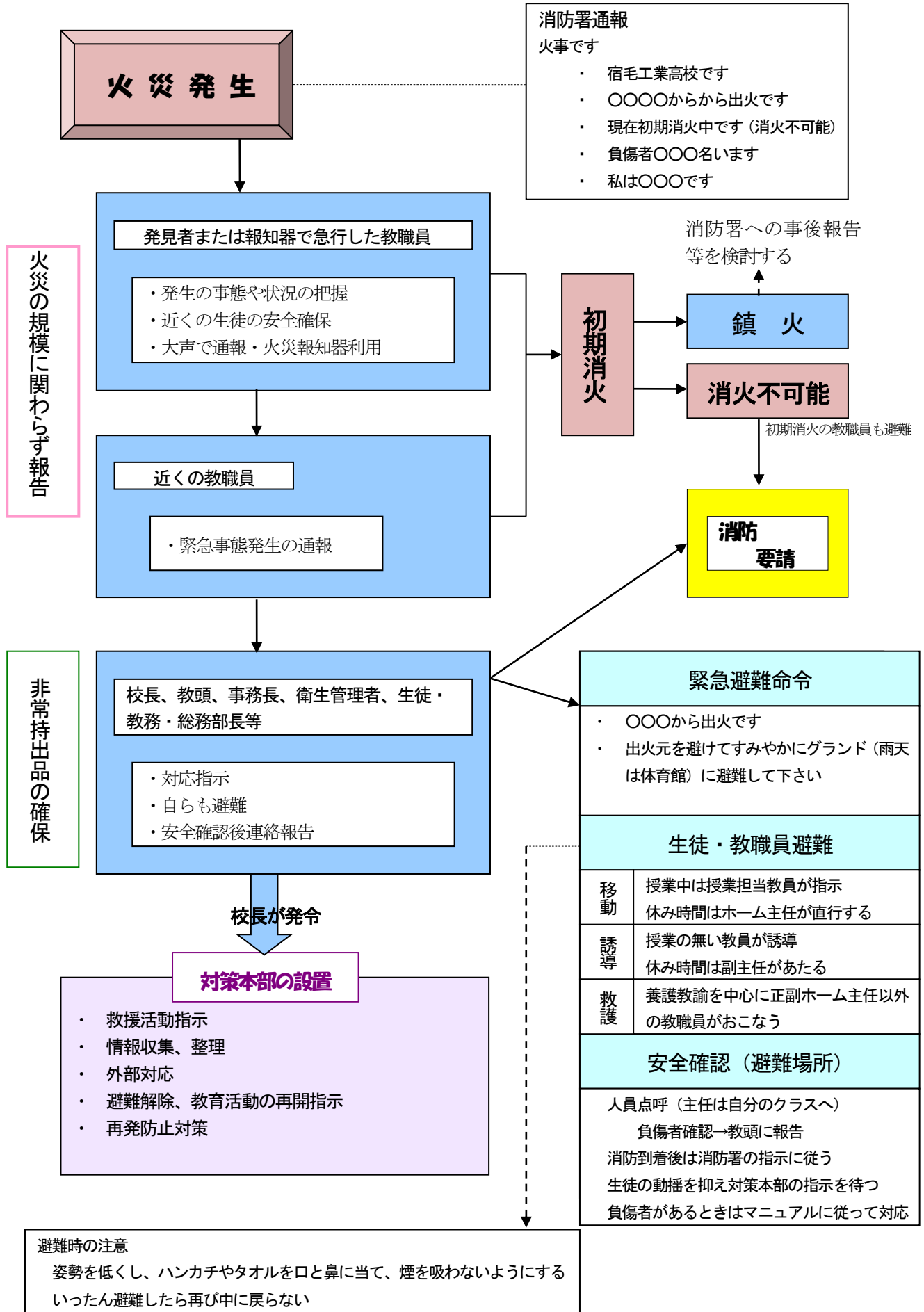


状況によって対応が変化するので留意すること

顧問が不在、顧問が複数か一人か、平日か休日か、校外か校内か、顧問も負傷している場合 等
本校で試合(活動)をする場合は、他校の生徒の危機管理も必要です。

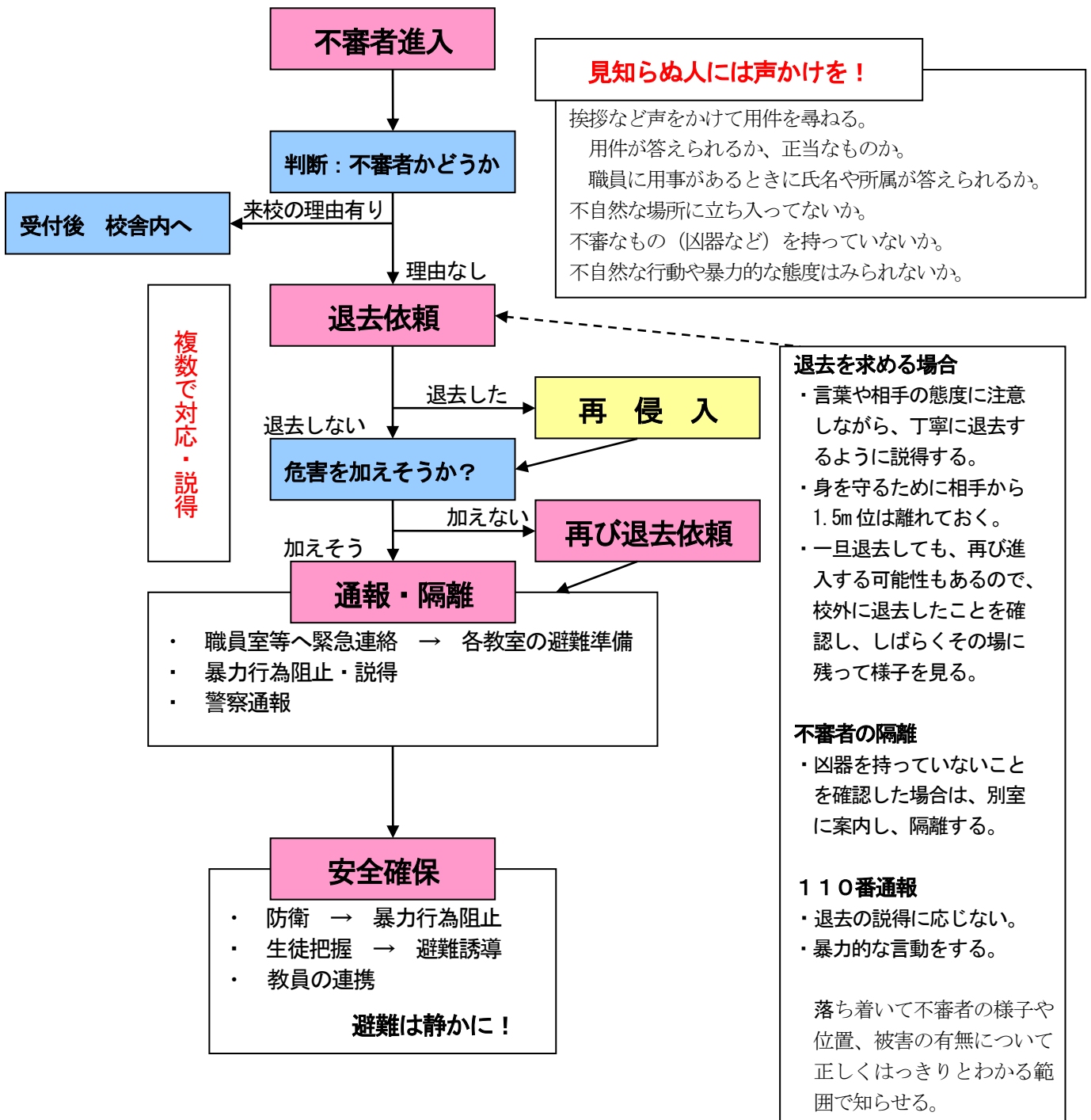
(3)火災時の緊急対応

生徒の生命第一 ・ 臨機応変な対応



(4)不審者進入時の緊急対応

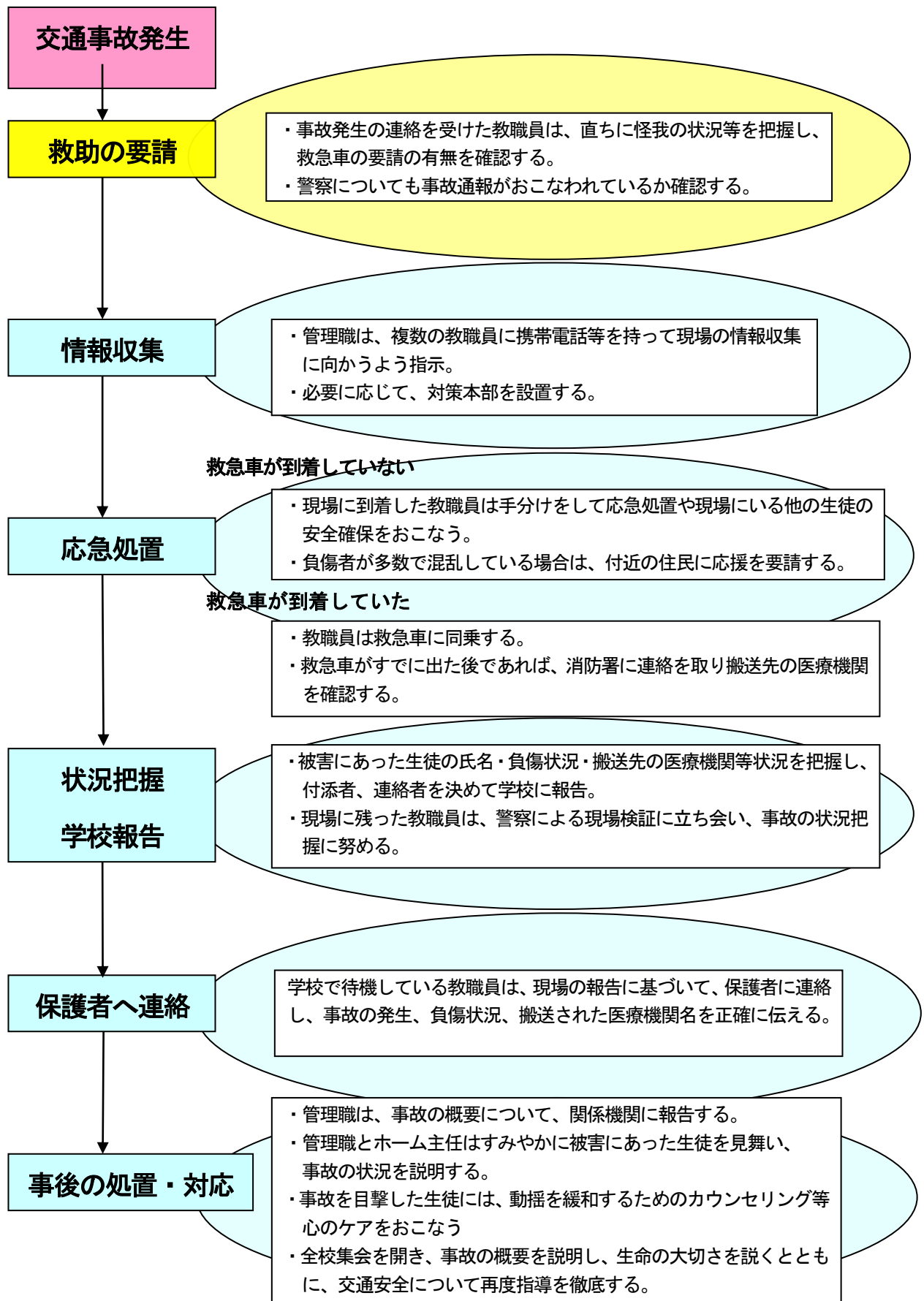
生徒の生命第一 ・ 臨機応変な対応



もしもの時は 落ち着いて	不審者と生徒の中に入り、生徒を出口に近づける工夫 不審者が複数の時は出口を背にする 防御は、机・いす・カーテン・ほうき・チョークの粉など	
	教員 一人	生徒の安全確保を最優先 不審者と生徒の間に入り、生徒に離れないように指示する 状況により生徒に逃げるように指示、
	教員 複数	不審者と生徒の間に入り、複数で生徒を安全な場所に移す 状況により一人が他の教職員に知らせる

(5) 登下校中の事故の緊急対応

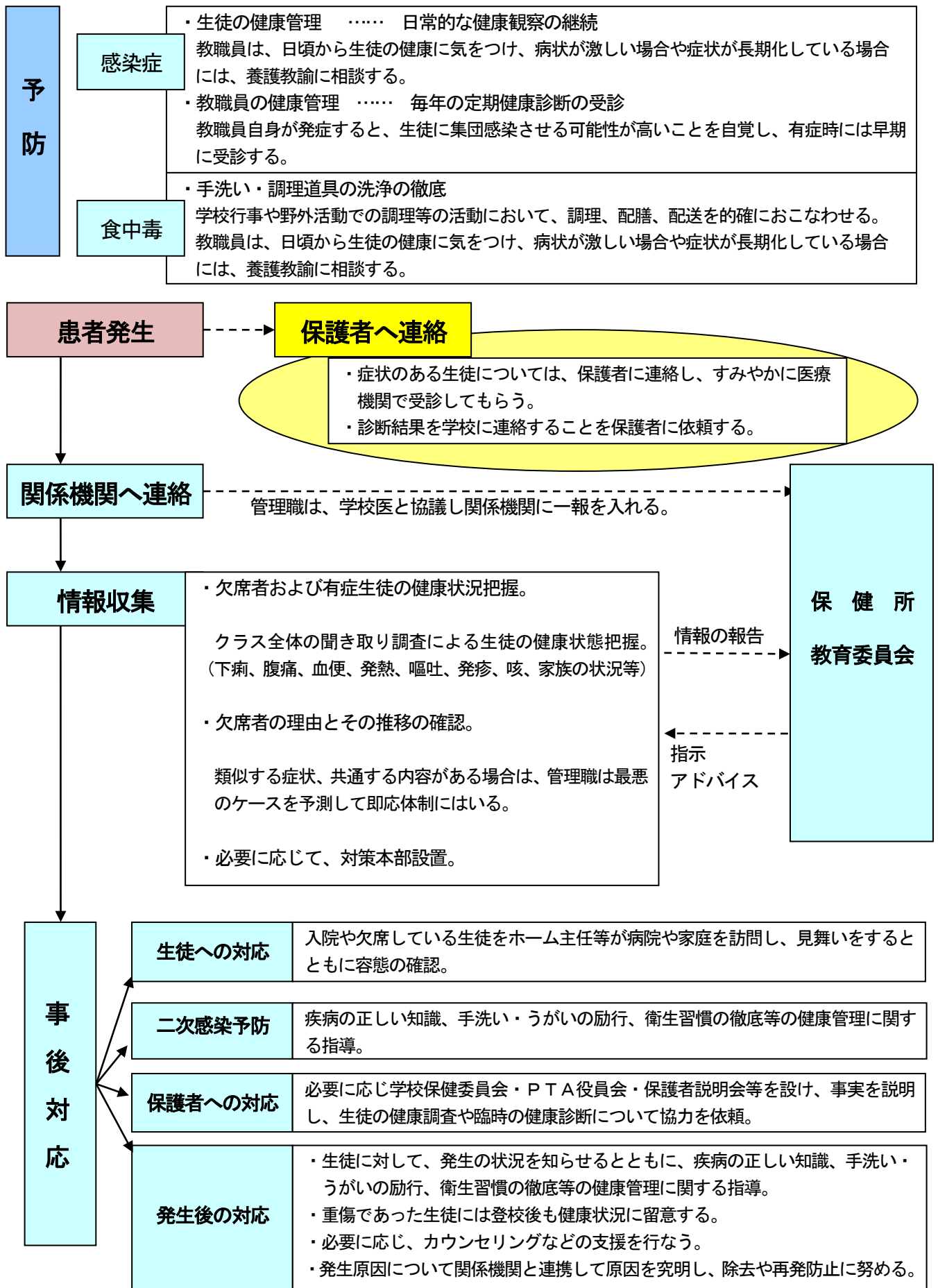
登下校も学校の教育活動の範囲



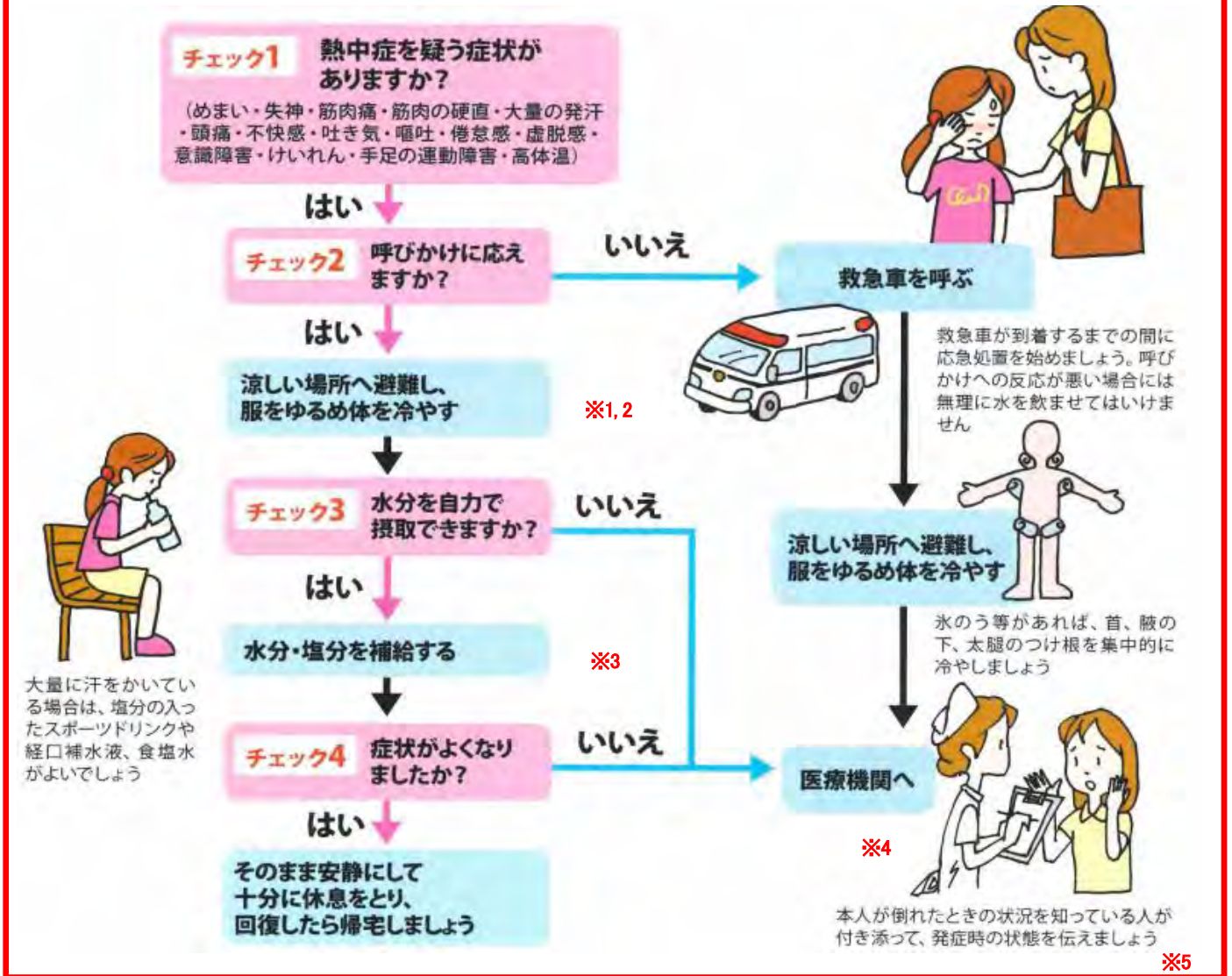
日頃の 交通安全教育の推進と通学路の状況把握に努める

(6)健康被害の緊急対応

早期発見・日頃の情報収集



熱中症の応急処置の流れ



※1: 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。

※2: 上着を脱がせて、体からの熱の放散を助けます。きついベルトやネクタイ、下着はゆるめて風通しを良くします(傷病者が女性の場合には処置の内容を考慮して男女で救護することをお勧めします)。次に露出させた皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機などであおぐことにより体を冷やします。服や上着の上から少しずつ冷やした水をかける方法もあります。次に自動販売機やコンビニで、冷やした水のペットボトル、ビニール袋入りのかち割氷、氷のうなどを手に入れ、それを首の付け根の両脇、脇の下、大腿の付け根の全面、股関節部にしっかり当てて、皮膚直下を流れている血液を冷やすことも有効です。体温の冷却はできるだけ早く行う必要があります。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることに成功しているかにかかっています。救急車を要請する場合も、その到着前から冷却を開始することが必要です。

※3: 冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます。冷たい飲み物は胃の表面から体の熱を奪います。同時に水分補給も可能です(応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、冷やした水分を口からどんどん与えてください)。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適です(保健室に Os-1 を常備しています)。食塩水(水 1ℓに 1~2gの食塩)も有効です。「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」「答えがない(意識障害がある)」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状はすでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、口から水分を飲んでもらうのは禁物です。すぐに病院での点滴が必要です。

※4: 自力で水分の摂取ができないときは、塩分を含め点滴で補う必要があるため、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法です。実際に、医療機関を受診する熱中症の 10%弱がⅢ度ないしⅡ度で、医療機関での輸液(静脈注射による水分の投与)や厳重な管理(血圧や尿量のモニタリングなど)、肝障害や腎障害の検索が必要となってきます。

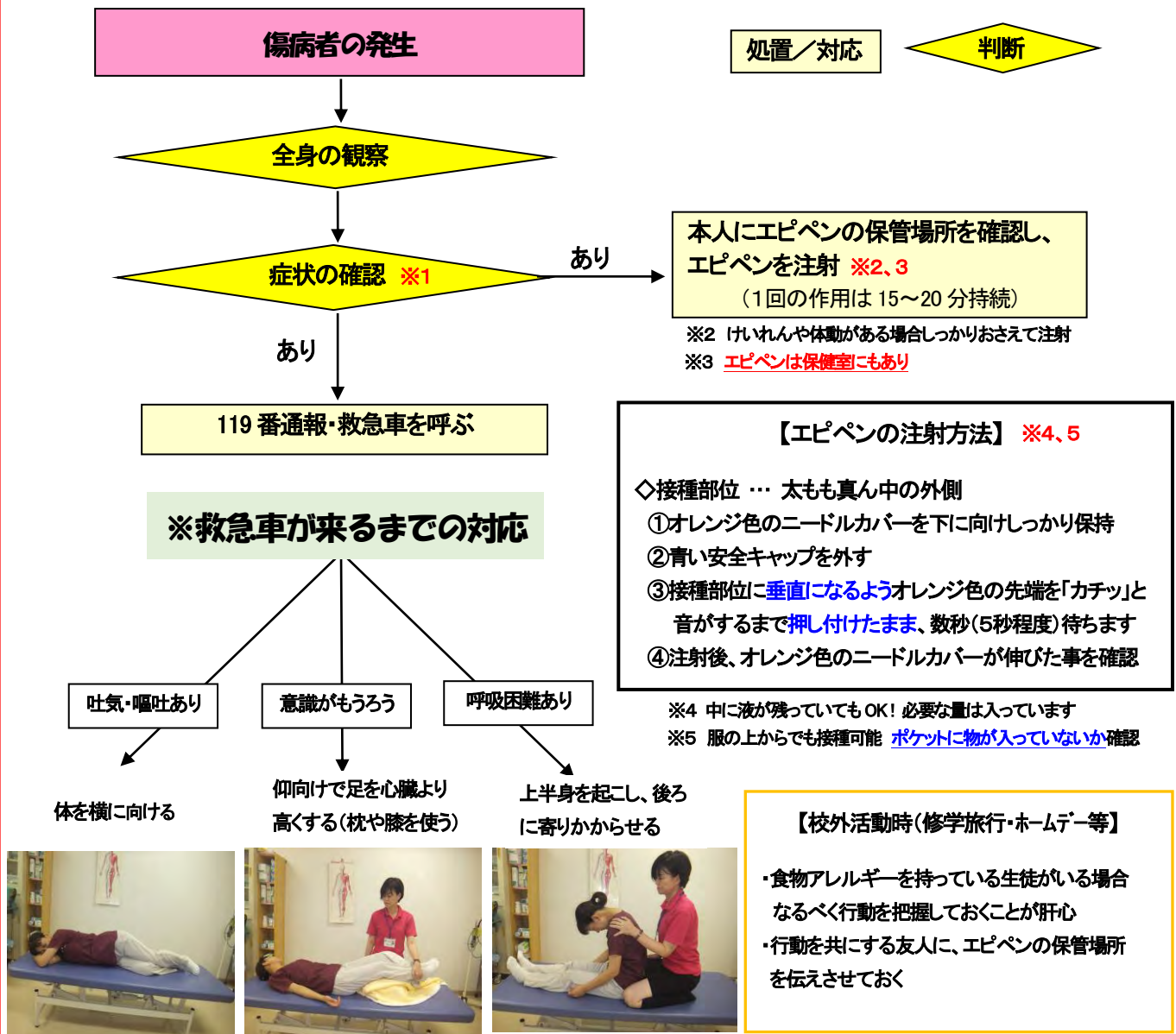
※5: 「熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと」を別添していますので参考にしてください。

食物アレルギー症状対応の流れ(エピペンの使用)

〈アナフィラキシーの典型的症状〉

中程度の症状：のどが詰まった感じ、胸が苦しい、めまい、嘔吐、全身のじん麻疹、ゼーゼーなどの音
強い症状：呼吸困難、血圧低下、意識障害

※1 初期症状としては 口腔内の違和感、口唇のしびれ、四肢のしびれ、気分不良、吐気、腹痛、じん麻疹



【アナフィラキシーでないのに誤ってエピペンを注射してしまった】

正常な人に接種した場合は、「ほてり感」「心悸亢進(心臓の鼓動が激しくなる)」などが起こるが、一時的であり、15分程度で元の状態に戻りますので問題はありません。アナフィラキシーだと思ったら迷わずエピペンを注射してください(注射しないで重篤の状態になるほうが問題です)

災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想されます。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171(災害用伝言ダイヤル)」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができます。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものです。

1. 利用のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア(都道府県単位)等が知らされます。

2. 利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となります。

伝言の録音時間 (1伝言あたり30秒以内)

伝言の保存期間 (録音時から48時間)

伝言の蓄積数 (1番号あたり1~10件)

自分の情報を知らせる(録音)

(1) 伝言の録音(教職員)

- ・「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・「1」をダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・学校の電話番号 **0880-66-0346** をダイヤルし、伝言を **30秒以内** で録音する。

自分の情報を録音

(1) 伝言の録音(生徒・保護者)

- ・「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・「1」をダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・自宅の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を **30秒以内** で録音する。

生徒・保護者の情報を知る

(2) 伝言の再生(教職員)

- ・「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・「2」をダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・生徒(自宅)の電話番号を市街局番からダイヤルし、伝言を再生する。(新しいメッセージから再生される。)

学校の情報を知る

(2) 伝言の再生(生徒・保護者)

- ・「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・「2」をダイヤルする。
- ・ガイダンスが流れる。
- ・学校の電話番号 **0880-66-0346** をダイヤルし、イヤルし、伝言を再生する。(新しいメッセージから再生される。)

携帯電話使用で171が利用できにくい場合

インターネット「(緊急)災害用伝言板」を利用してください。

auは「(緊急)災害用伝言板 au」 SoftBankは「(緊急)災害伝言板 SoftBank」など

台風・大雨等における教育活動の中止判断基準

- (1) 教職員への連絡……学校長の判断に基づき、教頭が連絡する。
- (2) 学校から生徒への連絡……(3)の方法にあわせて緊急連絡網にて主任が行う。
- (3) 情報確認は主として民放のラジオ、テレビおよび学校ホームページによるものとする。
- (4) 公共交通機関とは、高知西南交通(株)、土佐くろしお鉄道(株) 中村・宿毛線とする。

1 平常授業及び定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
前日 (放課 SH まで、 週休日等の場合 午後6時まで)	台風、大雨、風雪など、翌日に大きな影響が出て公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、通学が危険な状況や通学困難な生徒が多数出ることが想定される場合	休校または 始業時間の変更
午前6時	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風警報にあつては1つ）発令されている場合 ・公共交通機関が始発から運休、あるいは運休が想定される場合 ・国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合 	休校または 始業時間の変更
始業後随時	大雨、風雪などの影響により、公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、帰宅が危険な状況や帰宅困難な状況が想定される場合	下校時間の変更 場合

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前6時 (ただし、前日に 判断できる場合 は放課 SH まで、 週休日等の場合 は午後6時まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風警報にあつては1つ）発令されている場合 ・公共交通機関が始発から運休、あるいは運休が想定される場合 ・国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止め等、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合 	休講 中止または 日程変更

3 部活動（遠征等含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・午前中の活動の場合は午前6時 ・午後の活動の場合は午前9時 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿毛市（遠征先含む）及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上（特別警報及び暴風警報にあつては1つ）発令されている場合 	休み 遠征中止 (または待機)

※ ただし、雨風や風雪の影響、通学路などの状況により、1～3以外の対応になることもある。

4 部活動の大会や対外試合、学校外の団体等の主催による活動

- ・大会本部、団体等の決定による。
- ・部活動顧問、担当教員が本部等と連絡をとり、開催するかについて連絡。

取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。
場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切です。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないかなどの誤解を生じさせないように、決して拒否的な態度はとらない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※ 一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

(2) 誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は、責任者(管理職等)が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

(2) 報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

- 校地内への立入り可能場所について
- 生徒等に対する取材の可否について
- 取材場所及び時間について
- 記者会見の予定について

(3) 取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているかなどの事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議を行う。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っただけで説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

(6) 教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

(7) 記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

1 Jアラートが鳴った時の生徒・教職員の対応

- ・各自が身を守るための避難行動をとる。 ※別紙1 参照
- ・万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

別紙1

弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

できる限り頑丈な建物や地下街などに避難する。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

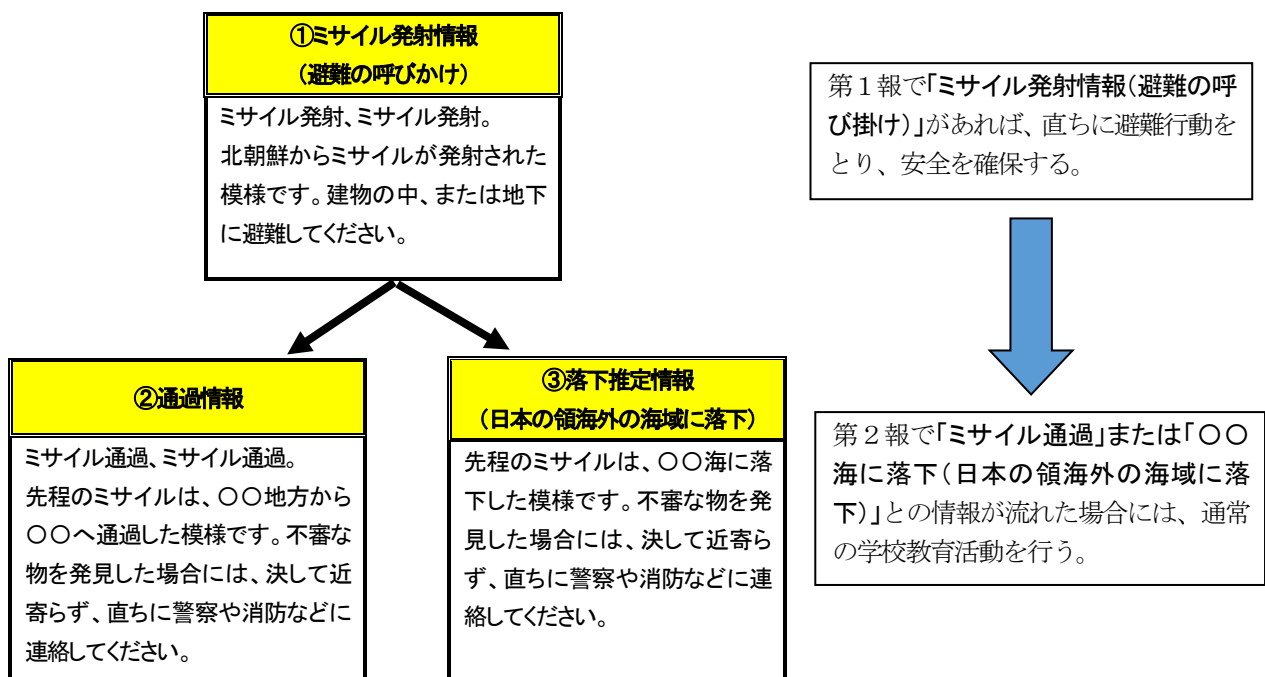
近くにミサイル落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

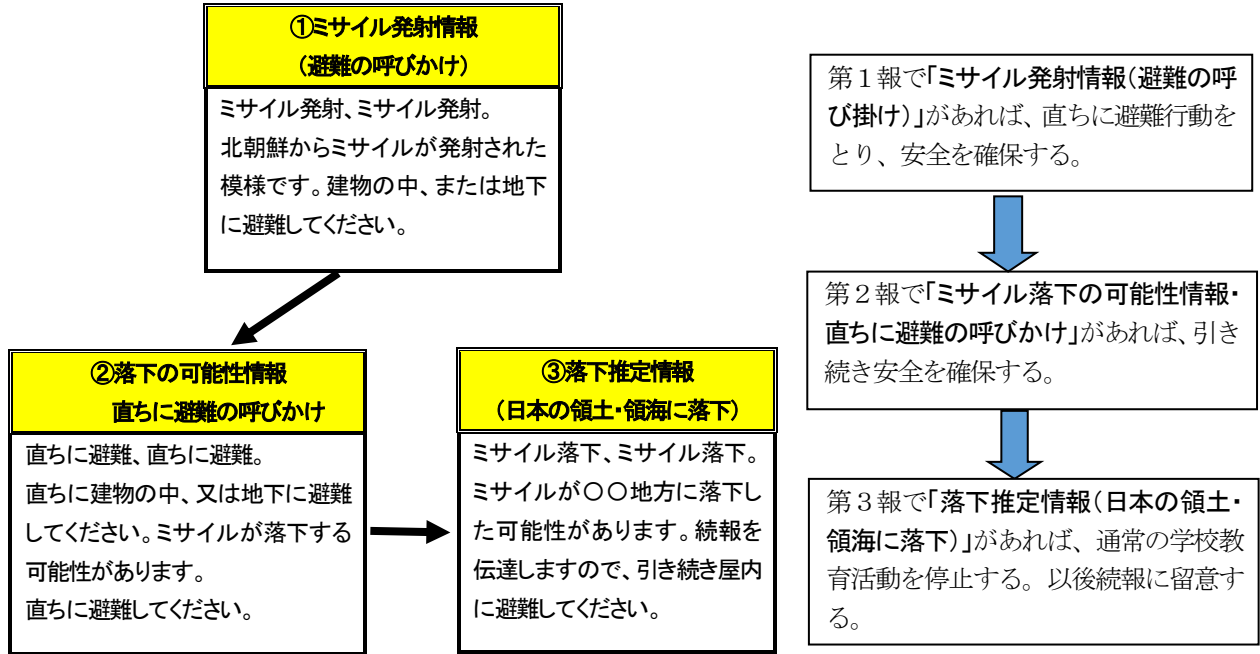
2 ミサイルが発射された時の学校運営についての基本的な考え方

(1) Jアラートが鳴った場合(高知県がミサイル飛行エリアの影響内にある場合)

- ① ミサイルが通過、または日本の領海外の海域に落下した場合は、通常の学校教育活動を実施。



② ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、通常の学校教育活動を停止。



高知県においてJアラートが鳴る時は、中国・四国・九州(沖縄県を除く)地方の上空にミサイルが飛来する可能性がある場合です。

- ・始業時間前に発生した場合は、臨時休業(臨時休校)とする。
- ・学校教育活動中(授業や部活動中など)に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。

※下校等については、学校長が県教育委員会と協議し、判断する。

その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会が判断し、学校長に指示する。万が一、近隣に落下した場合には、学校長は児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。

(2) Jアラートが鳴らなかった場合(高知県がミサイル飛行エリアの影響外にある場合)

- ① 通常の学校教育活動を行う。
- ② 日本の領土・領海に落下した場合には国の動向等を踏まえ、当面の対応を県教育委員会が判断し、学校長に指示する。

3 事前の対応、周知の徹底について

生徒・教職員の対応(避難行動等)及び学校運営について、学校における教職員の情報共有と生徒・保護者等に対する事前の周知徹底を図る。